

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 中国財務局長

【提出日】 平成24年2月13日

【四半期会計期間】 第158期第3四半期(自平成23年10月1日至平成23年12月31日)

【会社名】 広島ガス株式会社

【英訳名】 HIROSHIMA GAS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 田村 興造

【本店の所在の場所】 広島市南区皆実町二丁目7番1号

【電話番号】 広島(082)251-2151(代表)

【事務連絡者氏名】 経理グループマネジャー 大野 暢寛

【最寄りの連絡場所】 広島市南区皆実町二丁目7番1号

【電話番号】 広島(082)251-2151(代表)

【事務連絡者氏名】 経理グループマネジャー 大野 暢寛

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第157期 第3四半期 連結累計期間		第158期 第3四半期 連結累計期間		第157期	
		自 至	平成22年4月1日 平成22年12月31日	自 至	平成23年4月1日 平成23年12月31日	自 至	平成22年4月1日 平成23年3月31日
売上高	(百万円)		51,098		52,973		73,311
経常利益又は経常損失()	(百万円)		1,968		243		3,959
四半期(当期)純利益 又は四半期純損失()	(百万円)		1,507		453		2,606
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)		1,201		627		2,385
純資産額	(百万円)		30,810		31,027		32,003
総資産額	(百万円)		88,844		88,803		88,841
1株当たり四半期(当期)純利益 金額又は四半期純損失金額()	(円)		25.42		7.63		43.93
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)						
自己資本比率	(%)		32.9		33.2		34.3

回次		第157期 第3四半期 連結会計期間		第158期 第3四半期 連結会計期間	
		自 至	平成22年10月1日 平成22年12月31日	自 至	平成23年10月1日 平成23年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 又は四半期純損失金額()	(円)		11.94		3.85

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。

2 売上高には、消費税等は含まれていない。

3 第157期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理している。

4 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はない。

また、主要な関係会社についても異動はない。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はない。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われていない。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間の売上高は、ガス事業の売上高増加等により、前年同四半期に比べ1,874百万円増加(+3.7%)の52,973百万円となった。

利益については、原油価格の上昇に伴う原材料費の増加等により、営業損益は前年同四半期に比べ2,315百万円減少の483百万円の損失、これに営業外損益を加えた経常損益は2,212百万円減少の243百万円の損失、四半期純損益は1,961百万円減少の453百万円の損失となった。

セグメントの業績を示すと、次のとおりである。

ガス事業

ガス事業は、その大半を都市ガス事業が占めている。

当第3四半期連結累計期間の都市ガス販売量については、卸供給の販売量の増加はあったものの、大口を中心とした業務用ガス販売量の減少等により、前年同期に比べ6百万m³減少(1.7%)の363百万m³となった。

売上高については、ガス販売量は減少したものの、原料費調整制度適用に基づく販売単価の上昇等により、前年同期に比べ2,449百万円増加(+6.4%)の41,019百万円となった。

セグメント損益(営業損益)については、原油価格の上昇による原材料費の増加等により2,176百万円減少の1,179百万円の損失となった。

なお、当社グループの売上高は、ガス事業のウェイトが高く、ガス事業の性質上、売上高に季節的変動があり、冬期に多くの売上が計上される。

LPG事業

LPG事業は、原料価格の上昇に伴い販売単価が上昇したこと等により、売上高については、前年同期に比べ416百万円増加(+4.0%)の10,854百万円、セグメント利益(営業利益)については、142百万円減少(24.6%)の434百万円となった。

その他

その他は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、建設事業、情報流通事業、高齢者サービス事業等を含んでいる。

売上高については、不採算事業の廃止等により、前年同期に比べ248百万円減少(8.1%)の2,825百万円となったが、セグメント利益(営業利益)については、前年同期に比べ48百万円増加の45百万円となった。

(2) 財政状態の分析

固定資産は、減価償却の進捗による有形固定資産の減少等により、前連結会計年度末に比べ2,528百万円減少(3.7%)の65,056百万円となった。

流動資産は、原材料及び貯蔵品の増加等により、前連結会計年度末に比べ2,490百万円増加(+11.7%)の23,747百万円となった。

この結果、総資産については、前連結会計年度末に比べ37百万円減少(0.0%)の88,803百万円となった。

負債については、有利子負債の増加等により、前連結会計年度末に比べ937百万円増加(+1.6%)の57,776百万円となった。

純資産については、四半期純損失の計上等に伴う株主資本の減少等により、前連結会計年度末に比べ975百万円減少(3.0%)の31,027百万円となった。

これらの結果、当第3四半期連結会計期間末の自己資本比率は、33.2%となった。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更

及び新たに生じた課題はない。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりである。

(株式会社の支配に関する基本方針)

基本方針の概要

当社は、株主に関する基本的在り方として、株主は市場での自由な取引によって決まるべきものであり、当社株式に対する公開買付けについても、公開買付けの実施、また同公開買付けに応じるか否かの決定は、原則として株主の皆さまの自由な判断によるべきものと考えている。

他方で、当社の事業は、都市ガス等の安定的かつ安全な供給を実現するため、極めて公共性の高い社会的責任を有しており、お客さまによる当社製品及びサービスの利用を獲得維持するためには、当社に対する信頼が不可欠となる。また、当社事業の公共性等を考慮すると、長期的視点での事業計画が必要であり、短期的利益を追い求めるような経営は許されないと考える。特に都市ガスの安定的かつ安全な供給を目的とする当社の事業を継続するためには、人的・物的資源の維持、発展が不可欠であり、全てのステークホルダーに対する配慮がない限り、当社の企業価値は損なわれることになる。

当社は、当社の経営に対して重大な影響を与えることとなる、株券等の保有割合を20%以上とすることを目的とした当社株券等の買収行為が行われようとする場合には、株主の皆さまに対する十分な情報提供を確保し、買収行為の目的、内容を事前に検証する手続きを定め、併せて買収者と取締役会とが交渉を行う機会を設け、当社の企業価値をより向上させる事業計画を提案する機会を設けることが適切であると考えている。

当社は、買収者が当社の定める手続きを遵守しない場合、並びに、当該買収行為が明らかに当社の株主全体の利益に反し、または都市ガス等の安定的かつ安全な供給を妨げるものである場合には、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切でないと判断し、後掲の措置をとることとする。

基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

少子高齢化の進展や新設住宅着工件数の伸び悩みに加え、数度にわたるガス事業法・電気事業法の改正により、規制緩和による新規参入の道が開かれ、エネルギー間での熾烈な競争が続いている。

一方、政府は、2020年までの温室効果ガス削減について1990年比25%削減という中期目標を掲げ、低炭素社会の実現に向けた取り組みを強化している。ガス体エネルギー（天然ガス・LPG）は、これからの低炭素社会を見据えたうえで、環境性・供給安定性に優れた有用なエネルギーであり、ガス体エネルギーの普及拡大及びエネルギーの高度利用を図ることが当社グループの責務であると考えている。

このような状況のもと、当社は、グループ経営の強化及び企業価値向上の取り組みとして、2020年に向けた新ビジョンを策定した。新ビジョンは、国や都市ガス業界で描いた2030年、2050年の超長期的なあり方も視野に入れた上で、当社グループが次世代に向け持続的に発展していくための橋渡しと位置付けられている。

当社は、平成22年度中期経営計画を「新ビジョン実行中期経営計画」と位置付け、新ビジョンの実行に向けた施策を着実に推進することにより、厳しい経営環境下においても利益を確保できる経営基盤を確立し、企業価値のさらなる向上に努め、株主の皆さまへの利益還元を行っていく所存である。

株主の皆さまへの利益還元方針は以下のとおりである。

従来、当社は、株主の皆さまへの利益還元を経営上の重要な政策と位置付け、安定配当の継続を基本方針としてきた。今後も経営効率化や積極的な営業活動による成果を、将来を見据えた設備投資や研究開発、財務状態や利益水準等を総合的に勘案しつつ、株主の皆さまに還元していく所存である。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、平成22年6月24日開催の第156回定時株主総会において、株主の皆さまの承認を得て、「買収防衛策（停止条件付ライツ・プラン）」（以下、「本プラン」という）の再導入を行っている。

本プランは、以下の()または()に該当する当社株券等の買付けもしくは買付けの提案その他これらに類似する行為（以下、「買収行為」という）がなされる場合に、買収者に対して適用される。

- () 当社が発行者である株券等について、保有者及びその共同保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け
- () 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

本プランは、当社のガス事業の安全性および安定性を確保し、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保、向上させるために、買収行為に先立ち、買収者及び当社取締役会に対して、買収行為に関する必要かつ十分な情報提供を求めるとともに、当社の社外取締役及び中立公正な委員によって構成される独立委員会がこれらの買収行為に関する情報を評価、検討し、あるいは買収者と当社取締役会と

の協議、代替案等の検討をするために必要な期間を確保することを目的とする。

買収者は、本プランに定める遵守事項及び独立委員会の要請に従い、買収行為に関する必要かつ十分な情報提供を行い、かつ独立委員会による合理的な協議検討のための期間が確保された場合には、当該期間経過後に買収行為を開始することができる。

これに対し、当社取締役会は、買収者が本プランに定める遵守事項または独立委員会の要請に違反し、または、買収者による買収行為が当社のガス事業の安全性もしくは安定性を明らかに害し、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損すると認められる場合には、当該買収行為への対抗措置を講ずることができるものとする。

本プランでは、当該買収行為への対抗措置として、当該買収者による権利行使を認めない旨の行使条件を付した新株予約権を新株予約権無償割当ての方法により、全株主に割当て（以下、「本プランの発動」という）。

本プランの発動または不発動の判断については、買収者が必要情報を提供せずに買収行為を開始する場合を除き、当社取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会の判断を経なければならないものとし、当社取締役会は、この独立委員会による勧告を最大限尊重しなければならないものとする。

本プランの有効期間は、平成25年3月期の事業年度に関する定時株主総会の終結時までとするが、本プランの有効期間中であっても、当社株主総会または当社取締役会において本プランの廃止を決議した場合には、その時点で本プランは廃止される。

具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、本プランが以下の理由により上記の基本方針に沿っており、また、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えている。

() 株主の総体的意思を反映するものであること

本プランは、株主の皆さまの意思を反映させるべく、平成22年6月24日開催の第156回定時株主総会における承認を得て再導入されたものである。また、当社の取締役は、その任期が1年であるため、取締役の選任を通じて株主の皆さまの意思を反映させることができる。加えて、本プランは、株主総会決議により有効期間満了前に本プランを廃止することができる。

() 取締役会の恣意的判断の排除

当社は、本プランの導入にあたり、取締役会の恣意的判断を排除し、当社の企業価値及び株主の皆さまの共同利益を向上、確保するために独立委員会を設置している。独立委員会は、高度な独立性・公平性が確保されており、当社取締役会は本プランの発動にあたり独立委員会の勧告を最大限尊重しなければならないので、これにより、当社取締役会の恣意的判断は排除されることになる。

() 合理的な客観的要件の設定

当社取締役会は、予め定められた合理的かつ客観的な要件が充足されなければ、本プランを発動させることができないので、当社取締役会の恣意的な判断に基づく本プランの発動を防止するための措置が講じられているものといえる。

() デットハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、取締役会決議によっていつでも廃止することができるので、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できないデットハンド型買収防衛策にはあたらない。また、当社の取締役の任期は1年であり、解任決議要件の加重も実施していないので、取締役の交代を一度に行うことができず、その発動を阻止することが困難なスローハンド型買収防衛策にもあたらない。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は123百万円である。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	240,000,000
計	240,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	61,995,590	61,995,590	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は1,000株である。
計	61,995,590	61,995,590		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当する事項はない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当する事項はない。

(4) 【ライツプランの内容】

該当する事項はない。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年12月31日		61,995,590		3,291		871

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はない。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができないので、直前の基準日である平成23年9月30日の株主名簿により記載している。

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,428,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 60,250,000	60,250	
単元未満株式	普通株式 317,590		1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	61,995,590		
総株主の議決権		60,250	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式603株が含まれている。

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 広島ガス株式会社	広島市南区皆実町 二丁目7番1号	1,428,000	0	1,428,000	2.30
計		1,428,000	0	1,428,000	2.30

(注) 上記のほか、四半期連結財務諸表において自己株式として認識している当社株式が1,044,000株ある。
 これは、平成23年1月14日付で実施した野村信託銀行株式会社(広島ガス自社株投資会専用信託口)(以下「信託口」という。)への自己株式1,187,000株の譲渡について、会計処理上、当社と信託口が一体のものであると認識し、信託口が所有する当社株式を自己株式として計上していることによるものである。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりである。

退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役(注)		大田 哲哉	平成23年11月7日 (死亡による退任)

(注) 会社法第2条第15号に定める社外取締役である。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)及び「ガス事業会計規則」(昭和29年通商産業省令第15号)に準拠して作成している。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けている。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
固定資産		
有形固定資産		
製造設備	19,145	17,947
供給設備	27,601	26,275
業務設備	3,544	3,706
その他の設備	6,581	6,386
建設仮勘定	579	1,197
有形固定資産合計	57,452	55,512
無形固定資産	565	100
投資その他の資産		
投資有価証券	6,629	6,498
その他投資	3,049	3,010
貸倒引当金	112	65
投資その他の資産合計	9,566	9,444
固定資産合計	67,585	65,056
流動資産		
現金及び預金	8,082	8,408
受取手形及び売掛金	7,085	6,710
商品及び製品	942	827
原材料及び貯蔵品	2,845	4,647
その他流動資産	2,612	3,440
貸倒引当金	312	286
流動資産合計	21,256	23,747
資産合計	88,841	88,803

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
負債の部		
固定負債		
社債	16,000	16,000
長期借入金	19,171	16,205
退職給付引当金	2,696	2,603
役員退職慰労引当金	315	308
ガスホルダー修繕引当金	395	435
資産除去債務	97	99
その他固定負債	342	263
固定負債合計	39,019	35,917
流動負債		
1年以内に期限到来の固定負債	3,456	3,667
支払手形及び買掛金	5,343	6,077
未払法人税等	1,097	278
循環取引損失引当金	378	279
コマーシャル・ペーパー	-	4,500
その他流動負債	7,542	7,056
流動負債合計	17,818	21,858
負債合計	56,838	57,776
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,291	3,291
資本剰余金	954	947
利益剰余金	26,048	25,237
自己株式	759	704
株主資本合計	29,535	28,772
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	819	684
繰延ヘッジ損益	116	26
その他の包括利益累計額合計	936	710
少数株主持分	1,531	1,544
純資産合計	32,003	31,027
負債純資産合計	88,841	88,803

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
売上高	51,098	52,973
売上原価	32,720	36,422
売上総利益	18,378	16,551
供給販売費及び一般管理費	16,545	17,034
営業利益又は営業損失()	1,832	483
営業外収益		
受取利息	3	2
受取配当金	100	170
持分法による投資利益	194	150
雑収入	442	445
営業外収益合計	740	769
営業外費用		
支払利息	513	462
雑支出	91	67
営業外費用合計	604	529
経常利益又は経常損失()	1,968	243
特別利益		
固定資産売却益	1	53
貸倒引当金戻入額	18	-
負ののれん発生益	79	1
特別利益合計	99	54
特別損失		
減損損失	-	19
投資有価証券評価損	-	11
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	21	-
特別損失合計	21	30
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	2,047	218
法人税、住民税及び事業税	302	281
法人税等調整額	85	98
法人税等合計	387	182
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	1,659	401
少数株主利益	152	52
四半期純利益又は四半期純損失()	1,507	453

【四半期連結包括利益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	1,659	401
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	365	135
繰延ヘッジ損益	93	90
その他の包括利益合計	458	226
四半期包括利益	1,201	627
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,048	679
少数株主に係る四半期包括利益	152	52

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
税金費用の計算	一部の連結子会社において、当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用している。

【追加情報】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
	<p>1 第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用している。</p> <p>2 平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、平成24年4月1日以降開始する事業年度より法人税率が変更されることとなった。</p> <p>この税率の変更により繰延税金資産の純額が160百万円減少し、当第3四半期連結累計期間に費用計上された法人税等の金額が211百万円増加している。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)					当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)				
1 偶発債務 (1) 保証債務 連結子会社以外の会社の金融機関からの借入に 対して次のとおり債務保証を行っている。 MAPLE LNG TRANSPORT INC. 4,135百万円 水島エルエヌジー販売(株) 60百万円 合計 4,196百万円 (2) 重要な訴訟事件 平成21年3月に判明した連結子会社である広島 ガス開発(株)における不適切な取引に関連し、当社 は、以下のとおり広島地方裁判所において、訴訟の 提起を受けている。					1 偶発債務 (1) 保証債務 連結子会社以外の会社の金融機関からの借入に 対して次のとおり債務保証を行っている。 MAPLE LNG TRANSPORT INC. 3,892百万円 水島エルエヌジー販売(株) 54百万円 合計 3,946百万円 (2) 重要な訴訟事件 平成21年3月に判明した連結子会社である広島 ガス開発(株)における不適切な取引に関連し、当社 は、以下のとおり広島地方裁判所において、訴訟の 提起を受けている。				
訴訟の提起 をした者	訴訟の提起 を受けた者	提訴年月日	訴訟の内容	請求額 (百万円)	訴訟の提起 をした者	訴訟の提起 を受けた者	提訴年月日	訴訟の内容	請求額 (百万円)
陽光商事 (株)	当社他3 名	平成21年 4月15日	損害賠償 請求事件	220	エムシー 中国建機 (株)	当社他4 名	平成21年 6月8日	損害賠償 請求事件	189
エムシー 中国建機 (株)	当社他4 名	平成21年 6月8日	損害賠償 請求事件	189	(株)アイ ラック	当社他1 社及び9 名	平成22年 4月12日	損害賠償 請求事件	803
(株)アイ ラック	当社他1 社及び9 名	平成22年 4月12日	損害賠償 請求事件	803	理研産業 (株)	当社他1 社及び9 名	平成22年 4月12日	損害賠償 請求事件	555
理研産業 (株)	当社他1 社及び9 名	平成22年 4月12日	損害賠償 請求事件	555	(株)ナカハ ラ	当社他1 社及び9 名	平成22年 4月12日	損害賠償 請求事件	181
(株)ナカハ ラ	当社他1 社及び9 名	平成22年 4月12日	損害賠償 請求事件	181	古澤建設 工業(株)	当社他1 社及び9 名	平成22年 4月12日	損害賠償 請求事件	822
古澤建設 工業(株)	当社他1 社及び9 名	平成22年 4月12日	損害賠償 請求事件	822	田村駒エ ンジニア リング(株)	当社他1 社及び9 名	平成22年 4月15日	損害賠償 請求事件	189
田村駒エ ンジニア リング(株)	当社他1 社及び9 名	平成22年 4月15日	損害賠償 請求事件	209	(株)SHO UEI	当社他1 社及び9 名	平成22年 4月21日	損害賠償 請求事件	199
(株)SHO UEI	当社他1 社及び9 名	平成22年 4月21日	損害賠償 請求事件	199	入交コー ポレー ション(株) 及び入交 住環境(株)	当社他1 社及び9 名	平成22年 4月30日	損害賠償 請求事件	1,844
入交コー ポレー ション(株) 及び入交 住環境(株)	当社他1 社及び9 名	平成22年 4月30日	損害賠償 請求事件	1,844	(株)ヤマサ	当社他2 社及び7 名	平成23年 8月29日	損害賠償 請求事件	294
合計				5,028	合計				5,082

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
1 固定資産売却益 土地の売却益である。	1 同左
2 当社グループの売上高は、ガス事業のウェイトが高く、ガス事業の性質上、季節的変動があり、冬期に多くの売上が計上される。	2 同左

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりである。

前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
減価償却費 5,546百万円	減価償却費 5,473百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月12日 取締役会	普通株式	207	普通配当 2.50 創立100周年 記念配当 1.00 計 3.50	平成22年3月31日	平成22年6月7日	利益剰余金
平成22年11月10日 取締役会	普通株式	178	3.00	平成22年9月30日	平成22年12月1日	利益剰余金

(注) 平成22年5月12日取締役会決議及び平成22年11月10日取締役会決議の配当金の総額には、野村信託銀行株式会社(広島ガス自社株投資会専用信託口)に対する配当金を含めていない。これは、野村信託銀行株式会社(広島ガス自社株投資会専用信託口)が所有する当社株式を四半期連結財務諸表において自己株式として認識しているためである。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
 該当する事項はない。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月11日 取締役会	普通株式	178	3.00	平成23年3月31日	平成23年6月7日	利益剰余金
平成23年11月9日 取締役会	普通株式	178	3.00	平成23年9月30日	平成23年12月1日	利益剰余金

(注) 平成23年5月11日取締役会決議及び平成23年11月9日取締役会決議の配当金の総額には、野村信託銀行株式会社(広島ガス自社株投資会専用信託口)に対する配当金を含めていない。これは、野村信託銀行株式会社(広島ガス自社株投資会専用信託口)が所有する当社株式を四半期連結財務諸表において自己株式として認識しているためである。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
 該当する事項はない。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	ガス事業	LPG事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	38,335	10,328	48,663	2,435	51,098		51,098
セグメント間の内部売上高 又は振替高	234	109	344	639	983	983	
計	38,570	10,437	49,008	3,074	52,082	983	51,098
セグメント利益又は損失()	997	576	1,573	3	1,570	261	1,832

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、建設事業、情報流通事業、高齢者サービス事業等を含んでいる。

2 セグメント利益又は損失()の調整額261百万円は、連結消去等である。

3 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

当第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	ガス事業	LPG事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	40,382	10,737	51,120	1,853	52,973		52,973
セグメント間の内部売上高 又は振替高	636	116	753	971	1,725	1,725	
計	41,019	10,854	51,873	2,825	54,699	1,725	52,973
セグメント利益又は損失()	1,179	434	745	45	699	216	483

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、建設事業、情報流通事業、高齢者サービス事業等を含んでいる。

2 セグメント利益又は損失()の調整額216百万円は、連結消去等である。

3 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っている。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び算定上の基礎は、次のとおりである。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額又は 四半期純損失金額()	25円42銭	7円63銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は 四半期純損失金額()(百万円)	1,507	453
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益金額又は 四半期純損失金額()(百万円)	1,507	453
普通株式の期中平均株式数(株)	59,316,004	59,478,282

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

(重要な後発事象)

当社は、平成24年2月10日開催の取締役会において、会社法第459条第1項第1号の規定による定款の定めに基づき、次のとおり自己株式取得に係る事項について決議している。

1. 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得する株式の種類

当社普通株式

(2) 取得する株式の総数

1,000,000株(上限)

(3) 取得価額の総額

240,000,000円(上限)

(4) 取得期間

平成24年2月13日から平成24年3月31日まで

(5) 取得の方法

東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付け

2【その他】

第158期(平成23年4月1日から平成24年3月31日)中間配当については、平成23年11月9日開催の取締役会において、平成23年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議し、配当を行っている。

配当金の総額 181百万円

1株当たりの配当額 3円00銭

支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成23年12月1日

(注) 配当金の総額には、野村信託銀行株式会社(広島ガス自社株投資会専用信託口)に対する配当金を含めている。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月10日

広島ガス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 尾崎 更三 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 邦光 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 前田 貴史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている広島ガス株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、広島ガス株式会社及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

注記事項(四半期連結貸借対照表関係)に記載されているとおり、連結子会社である広島ガス開発株式会社が行った不適切な取引に関して、会社は損害賠償請求訴訟の提起を受けている。これらの訴訟の最終的な結論は現在のところ得られていないため、その判決により生ずるかもしれない負担金額については四半期連結財務諸表に計上されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。